### 地下鉄椥辻駅地下道内「アートロードなぎつじ」使用要綱

平成26年3月6日制定令和 元年5月1日改正令和 5年1月1日改正令和 5年4月1日改正令和 6年3月1日改正

(目的)

第1条 「アートロードなぎつじ」は、京都市営地下鉄東西線椥辻駅の賑わいを創出し、増客に寄与する事業として、また、山科区民等に作品発表の機会を提供することにより、創作活動を支援するとともに、駅を利用する多くの人に日常的に豊かな文化に触れることのできる機会を提供するため、各種団体及び個人の展示発表の場として活用する。

#### (管理主体)

第2条 「アートロードなぎつじ」は、次の団体(以下「管理受託者」という。)が 管理する。

所在地 京都市左京区下鴨半木町1番地の26 京都コンサートホール内 名 称 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

#### (使用できる者)

- 第3条 「アートロードなぎつじ」を使用できる者は次に掲げる者とする。
  - (1) 山科区内に在住する者又は主たる事務所を置く団体
  - (2) 山科区内に通勤・通学する者
  - (3) 山科に関する作品を展示する者又は団体
  - (4) 山科にゆかりのある者又は団体
  - (5) その他、市長が適当と認める者

#### (使用者の責務)

第4条 「アートロードなぎつじ」を使用する者は、「アートロードなぎつじ」が駅という不特定多数の人が出入りする公共の場所に設置されていることに留意し、展示内容について十分、配慮するとともに、展示物の搬入、展示、撤去の作業について、駅の利用に支障が生じないように行わなければならない。

#### (使用できる設備)

- 第5条 「アートロードなぎつじ」で使用できる設備は次のとおりとする。
  - (1) 掲示板タイプ 5基 (内寸:横1700mm×縦800mm×奥行22mm)
  - (2) ショーケースタイプ 2基 (内寸: 横 1730mm×縦 597mm×奥行 380mm 棚 2段)

#### (使用申込み)

第6条 「アートロードなぎつじ」の使用を希望する者は、管理受託者が管理する次

の施設で、使用期間の開始日の2週間前(当該施設が休館日の場合は直前の開館日)までに使用申込書(第1号様式)により、当該施設の開館日の午前9時から午後5時までの間に管理受託者に申し込むことができる。

所在地 京都市山科区椥辻西浦町1番地の8

施設名 京都市東部文化会館

2 前項で申込みできる使用期間については、原則として最長2週間の任意の日数とし、市長があらかじめ指定する開始日から終了日までの間とする。ただし、使用申込状況を勘案して、2週間を超える長期間の使用申込みを認めることがある。

なお、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間は、 鍵の貸し出しが行えないため、使用開始日及び終了日には設定できない。

3 管理受託者は、使用申込みを先着順で受け付ける。

なお、受付初日については、第1項の規定にかかわらず、申込みの受付は午後4時30分までとし、受付初日に複数の申込みがあった場合は、同時に申込みがあったものとみなす。この場合は、後日、管理受託者が指定する日時に抽選を行い、優先順位を決定する。

- 4 市長は使用を認めるか否かを決定し、管理受託者は、その結果を使用申込みをした者に通知する。
- 5 市長は、必要と認める場合に、「アートロードなぎつじ」を優先的に使用することができる。

(使用を認めない場合)

- 第7条 市長は、使用者の展示内容が次に掲げる事項に該当する場合は、使用を認めない。
  - (1) 商業広告を目的とするもの
  - (2) 宗教宣伝を目的とするもの
  - (3) 特定個人及び団体の政治的活動又は選挙運動を目的とするもの
  - (4) その他、公序良俗に反する等、市長が展示にふさわしくないと認めるもの

(使用の手順)

- 第8条 第6条第4項で使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用期間内に、鍵の貸出しを受け、展示物を自ら搬入し展示し、展示終了後も同様に自ら撤去するものとする。
- 2 前項の鍵の貸出しは次の場所・日時に行うものとする。

場所 京都市山科区椥辻池尻町14-2 山科区総合庁舎2階

山科区役所地域力推進室執務室

日時 山科区役所の開庁日の午前9時から午後5時までの間 (正午から午後1時までの間を除く。)

3 前項の鍵の貸出場所が、閉庁日の場合は、次の場所・日時で鍵の貸出しを受けることができる。

場所 京都市山科区椥辻西浦町1番地の8

京都市東部文化会館

日時 開館日の午前9時から午後5時までの間

4 使用者は、前2項で鍵の貸出しを受けた場合は、貸出しを受けた場所に当日中に 返却しなければならない。 (使用料金)

第9条 「アートロードなぎつじ」の使用料金は無償とする。ただし、使用に伴い必要となる経費は、使用者の負担とする。

(原状回復)

- 第10条 使用者は、使用期間終了後は、市長の承諾を得た場合を除き、「アートロードなぎつじ」を原状に回復して明け渡すものとする。
- 2 使用者の責に帰すべき事由により、「アートロードなぎつじ」を破損した場合 は、原状回復に必要な経費の弁償を求めることがある。

(使用の取消し)

第11条 市長は、使用者が虚偽の申込みをした場合又は正当な理由なくして市長の 指示に従わない場合は、使用を取り消すことがある。

(損害賠償)

第12条 市長及び管理受託者は、展示物に損害が発生したときは、その責に帰する 事由による場合を除き、損害賠償等の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、「アートロードなぎつじ」の運営について疑義のある事項は、市長及び管理受託者の協議のうえ、決めるものとする。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年3月10日から実施する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、使用期間の開始日の2週間前(当該施設が休館日の場合は翌日以降の最初の開館日)がこの要綱の実施期日以前の場合は、市長があらかじめ指定する日から使用申込みを受け付けるものとする。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

## 第1号様式(第5条関係)

(宛先) 京都市長

(団体にあっては主たる事務所の所在地)

申込者の住所

# アートロードなぎつじ使用申込書兼通知書

申込者の氏名

年

(団体にあっては名称及び代表者の肩書・氏名)

月

日

		(担当者名:	電話 — )						
次のとおり、使用したいので申し込みます。 なお、使用に当たっては、使用要綱を遵守し、京都市の指示に従うことを誓約いたします。									
展示希望 スペース	<利用する掲示材 ◆	基 □ ショー 反番号に○をつけてくだ 3 4 -ケース番号に○をつけ 2	さい。> 5 - 1番出回 <b>→</b>						
希望展示期間	年月	日 ( ) ~	年 月 日()						
搬出入日時 (希望展示期間 内で行うこと)	<ul><li>搬</li><li>年</li><li>月</li><li>入</li><li>午前・午後(</li></ul>	日()搬出	年 月 日() 午前・午後()時						
作者名 (アーティストネーム)		作品名							
展示する内容	(作品内容、サイズ、重量、点	系数を記入。内容がわかる写	真又は図を添付してください。)						

					上記の使用申込について 口承認する。
処理欄	申込受付日	年	月	日	□承認しない。
处理惻	結果通知日	年	月	目	年 月 日 京 都 市 長 印